

(参 考)

法人税の税率

内国法人の各事業年度の所得に対する法人税率

| 区 分 | | | 平 2. 4. 1～ 平 10. 3. 31 開始事業年度 | 平 10. 4. 1～ 平 11. 3. 31 開始事業年度 | 平 11. 4. 1以後 開始事業年度 |
|--|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 普 社 通 団 法 人 ・ 人 格 の な い | 資本金1億円 以下の法人及 び資本金を有 しない法人 | 年800万円以下の 部分 | 28 % | 25 % | 22 % |
| | | 年800万円超 の部分 | 37.5% | 34.5% | 30 % |
| | 資本金1億円超の法人 及び相互会社 | | 37.5% | 34.5% | 30 % |
| 公益法人等及び協同組合等 | | | 27 % (注) | 25 % (注) | 22 % (注) |

(注) 特定の協同組合等で年10億円超の所得に対する税率は26% (平11.4.1前開始事業年度は30%)である。

内国法人の清算所得に対する法人税率

| 区 分 | 平 10. 4. 1～平 11. 3. 31に 解散又は合併をした場合 | 平 11. 4. 1以後に解散又は合併 をした場合 (注) |
|-----------|--|----------------------------------|
| 普 通 法 人 | 30.7% | 27.1% |
| 協 同 組 合 等 | 23.1% | 20.5% |

(注) 平成13年4月1日以後に行われる合併の場合の清算所得に対する法人税は廃止された。

退職年金業務を行う法人の各事業年度の退職年金等積立金に対する税率

退職年金等積立金の額…………… 1%

(注) 上記の税率は、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する事業年度の法人税には適用されない。

同族会社の留保金に対する特別税率

(1) 課税留保金額

各事業年度の留保金額から、①期末資本等の金額の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額(当期の所得等の金額に係る利益積立金額を控除した金額)を控除した金額、②所得等の金額の35%相当額、③年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額

(2) 特別税率

年3,000万円以下の金額…………… 10%
 年3,000万円超1億円以下の金額…………… 15%
 年1億円を超える金額…………… 20%

土地の譲渡等がある場合の特別税率

1 土地の譲渡等(次の2、3に該当するものを除く。)に係る譲渡利益金額…………… 5%
 2 短期所有土地(所有期間5年以下)の譲渡等(次の3に該当するものを除く。)に係る譲渡利益金額…………… 10%
 3 超短期所有土地(所有期間2年以下)の譲渡等に係る譲渡利益金額…………… 15%

(注) イ 上記の税率は、平成8年1月1日以後に譲渡のあったものに適用される。

ロ 1及び2については、平成10年1月1日から平成20年12月31日までの間にした土地の譲渡等については適用されない。

ハ 3の超短期所有土地重課は、平成10年の改正で廃止された。

なお、平成10年1月1日から施行日(平成10年4月1日)の前日までにした超短期所有土地の譲渡等については、超短期所有土地重課の適用はない。

使途秘匿金に対する特別税率

使途秘匿金の支出額…………… 40%

(注) 上記の税率は、平成6年4月1日から平成18年3月31日までの間に支出したものに適用される。